

月刊 LINCS通信



今月のピックアップ

- ▶ マイナ保険証への移行に伴う対応について（要点まとめ）
- ▶ 建設業法改正について（建設事業者向け）
- ▶ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください
- ▶ 当所からのお知らせ（年賀状について）

マイナ保険証への移行に伴う対応について（要点まとめ）

令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が廃止、マイナ保険証の本格利用が始まりました。これに伴い、各所での対応において混乱が予想されております。そこで今回は、令和6年12月現在において、厚生労働省から公表されている情報について、要点をまとめておりますので、ご参考ください。



健康保険証の取扱いについて

- 令和6年12月2日以降は、健康保険証の新規発行はされません。
- 既存の健康保険証については、令和7年12月1日までは、医療機関にて使用することができます。
- 経過措置期間中（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで）に、健康保険証を保有している者が、退職などにより資格を喪失した場合、会社は当該健康保険証を回収する必要があります。
- 経過措置期間が終了する令和7年12月2日以降については、健康保険証を回収する必要はありません。本人において破棄することもできます。
- 令和6年12月2日以降に、氏名変更や破損・紛失の場合であっても、健康保険証を再交付することはできません。氏名変更や破損・紛失の場合において、マイナ保険証を保有していない方等であって、マイナ保険証の利用登録の意向がない場合やマイナンバーカードの取得日までに時間を要する場合等には、資格確認書の交付申請が必要になります。

マイナンバーカードを保険証として利用する方法

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



資格確認書について

- 令和6年12月2日以降において、健康保険の資格取得もしくは扶養追加が行われた際に、マイナ保険証を保有していない方については、健康保険証の代わりに「資格確認書」が発行されます。
- 令和6年12月1日以前からの健康保険の加入者で、マイナ保険証の利用ができない方については、協会けんぽが資格確認書を職権発行し、送付することになっています。（令和7年10月頃の発送を予定）
- 資格確認書保有者が、退職等により資格喪失した場合、会社は当該資格確認書を回収する必要があります。
- 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付されるものであるため、マイナ保険証を保有している方が、「念のため資格確認書を持っておきたい」、「マイナ保険証を利用する意向がないので資格確認書の交付を希望したい」などの申請理由では、交付することはできません。

- 資格確認書の発行が必要な人は、以下の人に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者
- ・マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・利用登録解除者
- ・利用登録解除を申請した者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

資格確認書イメージ



有効期限あり（最長5年）

資格情報のお知らせについて

- 資格情報のお知らせは、加入者全員（被保険者＋被扶養者）に対し、加入時期に応じて、協会けんぽより2回に分けて発送しております。
 - 1回目 令和6年9月9日(月)～令和6年9月30日(月)
[令和6年6月7日(金)時点の加入者が送付対象]
 - 2回目 令和7年1月22日(水)～令和7年2月3日(月)（予定）
[令和6年6月10日(月)以降に加入した令和6年11月29日(金)時点の加入者が送付対象]
- 資格情報のお知らせは、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する場合に、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することで保険診療を受診することができます。
- 氏名変更や破損・紛失等の場合について、氏名変更による資格情報のお知らせの再発行は行いませんが、き損・滅失による再交付を希望する場合は、協会けんぽに「資格情報のお知らせ交付申請書」を提出する事で、改めて発行を受けることが可能です。なお、マイナ保険証を保有している場合は、本人がマイナポータルから資格情報のお知らせと同じ資格情報を確認でき、資格情報のお知らせと同様に使用できます。
- 資格情報のお知らせは、退職等により資格喪失した場合であっても、**回収する必要はございません。**

資格情報のお知らせ

記号	01010101	番号	0000001	校番	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	昭和40年10月1日				
資格取得年月日	昭和60年10月1日				
保険者番号	01010016				
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部				

令和6年12月2日以降の受診方法は次の5つ！

- ① **マイナ保険証** オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等を受診する場合
- ② **マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面**（スマートフォン）
- ③ **マイナ保険証＋資格情報のお知らせ**（紙製カード）
- ④ **健康保険証**（令和7年12月1日まで有効）
- ⑤ **資格確認書**（マイナ保険証の利用登録をしていない場合）

②・③については
オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等を受診する場合

改正① 監理技術者・主任技術者の専任義務が合理化されます！

令和 6 年 12 月 13 日～

国土交通省は、昨今の技術者不足の状況を踏まえ、その対応策として、監理技術者・主任技術者（資格者）の専任配置が求められる建設工事（税込請負金額 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の建設工事。※下記改正②予定あり）について、専任義務を合理化し、下記要件を満たせば、**税込請負金額 1 億円（建築一式工事は 2 億円）未満の工事**で、かつ、**2 現場までであれば兼任**できるよう改正されることになりました。

また、営業所の専任技術者についても、下記要件を満たせば、専任配置義務のある現場であっても、**税込請負金額 1 億円（建築一式工事は 2 億円）未満の工事**で、かつ、**1 現場までであれば配置**できるようになります。

現行では、専任配置義務のある現場において、営業所の専任技術者は配置不可であり、営業所の専任技術者でない場合であっても、監理技術者の 2 現場以上の兼任は原則不可、例外として、監理技術者補佐を各現場に専任配置することでの兼任を認めていたが、実質 3 人の技術者配置が必要なため、利用が難しい状況でした。

ただし、本制度を活用するためには、ICT 技術の活用、技術者が遠隔地にいても現場の状況を把握できるよう、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器の準備など、事前の対応が必要になります。

監理技術者・主任技術者の 2 現場兼任等を認める要件

1	現場間の距離が 1 日で巡回可能かつ、移動時間が 2 時間以内の工事であること
2	各建設工事の下請次数は 3 次までに留めること
3	監理技術者・主任技術者との連絡員の配置すること
4	施工体制を確認できる情報通信技術（ICT）の措置を実施すること
5	人員の配置を示す計画書を作成し、現場にて据え置きし、保存しておくこと
6	現場以外の場所から状況を確認するための情報通信機器（タブレットなど）を設置すること

改正② 配置技術者における請負金額要件が緩和されます！

令和 7 年 2 月 1 日～

現行では、特定建設業の許可および監理技術者の配置が必要になるのは、下請契約の税込請負金額の合計が 4,500 万円以上（建築一式は 7,000 万円以上）の場合ですが、資材価格の高騰や労務費の増加などの社会経済情勢の変化を踏まえて、今回の改正により、**下請契約の税込請負金額の合計が 5,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）の場合**に要件が緩和されます。

また、現場ごとに専任で技術者を配置することが必要になるのは、1 件あたりの工事の税込請負金額が 4,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）である場合ですが、こちらも同様に、**1 件あたりの工事の税込請負金額が 4,500 万円以上（建築一式は 9,000 万円以上）の場合**に要件が緩和されます。

いずれも、**令和 7 年 2 月 1 日以降に締結した契約**より、新しい金額要件が適用されます。

	現 行	改 正 後
特定建設業許可＋ 監理技術者の配置	4,500 万円 (建築一式は 7,000 万円)	5,000 万円 (建築一式は 8,000 万円)
専任の技術者配置	4,000 万円 (建築一式は 8,000 万円)	4,500 万円 (建築一式は 9,000 万円)



求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

人手不足が深刻化しており、求人を出しても応募が少ないというような声を耳にします。

数ある求人媒体の中でも、手軽なものにハローワーク求人の活用が挙げられますが、ハローワークに求人を出した後は、それを見た職業紹介事業者から営業電話がかかってくることもあり、中には無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった悪質な事案も近年発生しております。

ハローワークでは、そのような悪質な事案があることを注意喚起するとともに、ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨の記載も案内しています。営業電話に困るような際は、求人票への記載をご検討ください。

ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

人事課長 花子 電話番号 99-9999-9976 FAX 99-9999-9970 Eメール kikkawa@xxxxxxxxx.jp	記載場所の例 内線 ()	記載例① ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り
		記載例② 求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、**担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！**

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

当所からのお知らせ（年賀状について）

当所では、業務生産性の向上、省資源化の観点から、年始の年賀状の送付は控えさせていただく予定でございます。また、お客様から当所への年賀状の送付につきましても、お気遣いいただきたくありません。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

お仕事
カレンダー
12月

12/1(日)
～ R7/1/15(水)

● 令和6年度 年末年始無災害運動

12/2(月)

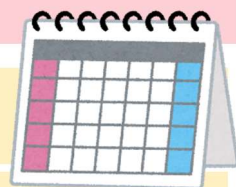
● 10月分の健康保険・厚生年金保険料の支払

12/10(火)

● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

R7/1/6(月)

● 11月分の健康保険・厚生年金保険料の支払



あとかき

今年も残すところ、あとわずかとなりました。
 今年は退職、独立開業と、例年以上に目まぐるしかったのですが、皆様に支えられて今を過ごせております。本当にありがとうございます。
 来年は、ニュースでも連日報道されております年収の壁や年金受給者の月収50万円の壁の改正など、様々な動きが出てくるかと思えます。
 人手不足の現状を踏まえると、少しでも働き控えを減らせるような政策を期待しつつ、改正内容は都度お知らせさせていただきます。(大重)

【編集・発行】



リンクス
LINCS

社会保険労務士 事務所
行政書士

☎ 891-0108
 📍 鹿児島市中山2丁目1-1 1-101
 ☎ 099-806-4718
 ☎ 099-806-4720
 ✉ info@lincs-office.com

